

消防予第 573 号  
令和 4 年 11 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

### 二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインの策定について（通知）

令和 2 年 12 月から令和 3 年 4 月にかけて全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）に係る死亡事故が相次いで発生したことを受けた「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」における検討結果（別添報告書）を踏まえ、別紙 1 のとおり、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）をとりまとめたので通知します。

つきましては、下記の留意事項を踏まえ、関係者への指導に活用ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知するようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

### 記

- 1 二酸化炭素の性状等について、別紙 2 のとおりとりまとめたので、ガイドラインに係る関係者への指導等の際に、必要に応じて情報提供されたいこと。
- 2 ガイドラインに掲げられている事項は、二酸化炭素の誤放出により人的被害が発生する事故のリスクを低減するため、消防法令に定める安全対策を更に充実するためのものであること。
- 3 二酸化炭素消火設備を設置している既存の防火対象物にあっても、消防法令に定める安全対策に加え、ガイドラインに定めるところにより、安全対策

の更なる充実を図ることが望ましいこと。また、消防法令の規定によらず、二酸化炭素消火設備を自主設置している防火対象物についても同様であること。

- 4 二酸化炭素以外のガスを消火剤とする不活性ガス消火設備やハロゲン化物消火設備を設置する防火対象物にあっても、消火剤の誤放出による事故のリスクを低減するため、消防法令に定める安全対策に加え、必要に応じてガイドラインに定める事項を踏まえ、安全対策の更なる充実を図ることが望ましいこと。
- 5 「全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドラインについて（通知）」（平成9年8月19日付消防予第133号・消防危第85号。以下「133号通知」という。）は、今後、危険物施設に設置する二酸化炭素消火設備についてのみ適用することとし、危険物施設に設置するもの以外の二酸化炭素消火設備については、133号通知によらず、本通知を適用すること。

消防庁予防課設備係

担当：千葉、関、榎本

電話：03-5253-7523